



みんなであつなごう、沖縄の未来

第24回 参議院議員通常選挙



任期満了(平成28年7月28日)に伴う参議院議員通常選挙が今夏行われます。

投票について

投票日、場所等については、ご自宅へ送付される投票所入場券をご確認ください!

選挙名	記入する内容
参議院選挙区議員選挙	「候補者名」
参議院比例代表選出選挙	「政党名」又は「候補者名」

不在者投票

次の条件にあてはまる方は、事前に市選挙管理委員会へ必要書類を請求し、投票できます。

※事務手続上、郵便でのやり取り等もあるため一定期間を要します。お早目にご相談ください。

郵便等での不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証(要介護5)をお持ちの方で、身体に重い障がい等があって投票所に行けない方が、自宅などで郵便により投票できる制度です。

※該当する要件が区分されており、選挙管理委員会が交付する証明書が必要です。

期日前投票

選挙当日に仕事、レジャーや冠婚葬祭等の用務で投票所に行けない方は、前もって投票することができます。

市役所1階 ⑦番(選挙管理委員会) 午前8時30分～午後8時

投票所入場券裏面の宣誓書をご記入の上、ご持参ください。
※投票所入場券を持ってない方は身分を証明できるものの提示が必要です。

遠隔地での不在者投票

仕事等の事情により選挙当日に投票所へ行けない方が、滞在地の選挙管理委員会で投票できる制度です。

指定施設等での不在者投票

沖縄県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームに入院、入所している場合等で、選挙当日投票にいけない方が、その指定施設等で投票できる制度です。

※指定施設等は、沖縄県のホームページでご確認いただけます。

今年の春に引っ越しをされた方は注意が必要です!

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。しかし、今年の春に引っ越しをした場合、今年の夏の参議院選挙に、新住所地で投票することができない可能性があります。

ただし、新しく有権者となる18歳、19歳の方は引っ越ししても旧住所地で投票することができます!

今回、公職選挙法が改正されたことによって、新しく有権者となる18歳、19歳の方が今年の春に引っ越ししても、旧住所地に3カ月以上住んでいた場合、夏の国政選挙には旧住所地で投票できます!

問合せ:選挙管理委員会事務局 ☎893-4411 内線185・186・187

選挙を知って、未来の投票に備えよう

18歳からの、選挙が始まります

政治・社会が18歳からの「若者のちから」を必要としています!

平成28年6月19日以降に公示される国政選挙から、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられます。少子高齢化、人口減少社会を迎える日本の状況において、日本の未来をつくり担う10代の皆さんの力が必要とされています。より早く選挙権を持つことにより、若いうちから社会の担い手であるという意識をもって、政治に関心を持つ若者が増えてほしいと期待しています。1人でも多く投票に参加し、若者の声を政治につなげていきましょう。

選挙権年齢を18歳以上に引き下げた理由は?

18歳・19歳をはじめとする若者の力を政治・社会が必要としています。

日本は少子高齢化、人口減少社会を迎えています。この状況において、日本の未来を作り担う存在である10代にもより政治に参画してもらいたいと考えています。また、より早く選挙権を持つことにより、社会の担い手であるという意識を若いうちから持つことができ、主体的に政治に関わる若者が増えて欲しいと思います。

若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまいます。その結果、若者に向けた政策が実現しにくくなり、実現するのに時間が要する可能性があります。

進学や就職で引っ越したら、住民票を移しましょう!

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿への登録は住民票がある自治体で行われます。そのため、進学や就職などに伴い、実家を離れる場合等においては引っ越し先の自治体への住民票の届出が必要です。

インターネットによる選挙運動

有権者も情報を発信できます。18歳以上(有権者)になれば選挙運動ができます。SNSやブログなどの様々なインターネットツールを利用して、特定の候補者の当選を目的とした活動もできるようになります。

なお、候補者や政党等以外は電子メールを利用した選挙運動はできません。

また、満18歳未満の者による選挙運動や公示・告示日から投票日前日までの期間以外の選挙運動も禁止されています。

「18歳からの選挙権」は
2016年6月19日以降
に公示される国政選挙から!